

## 愛媛県特別支援教育就学奨励費支弁要領

### (目的)

第1条 愛媛県教育委員会が行う愛媛県特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支弁の決定等については、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「令」という。）、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行規則（昭和29年文部省令第20号）、特別支援教育就学奨励費負担金等及び要保護児童生徒援助費補助金交付要綱（昭和62年5月22日付け文部大臣裁定。以下「交付要綱」という。）及び特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入および需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号。以下「算定要領」という。）に定めるものほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (支弁対象者)

第2条 就学奨励費の支弁対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支弁対象児童等」という。）の保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 愛媛県が設置する特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒
- (2) 愛媛県が設置する中等教育学校の前期課程に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に相当する生徒

### (支弁対象経費等)

第3条 支弁対象経費、範囲及び対象額は、交付要綱別記1、別記2及び別記3のとおりとする。

### (支弁区分の決定)

第4条 就学奨励費の支弁を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、算定要領で定めるところにより、特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第1号）を支弁対象児童等が就学する学校の学校長（以下「学校長」という。）に提出しなければならない。

- 2 学校長は、前項の規定による申請を受けたときは、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に当該申請に係る書類に特別支援教育就学奨励費支弁区分一覧表（様式第2号）（以下「一覧表」という。）を添付のうえ提出し、支弁区分の決定を受けなければならない。
- 3 教育長は、前項の規定による書類の提出があったときは、令及び算定要領に基づきその内容を審査し、支弁区分を決定して、学校長に通知するものとする。

4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(支弁の決定)

第5条 学校長は、前条の規定により決定された支弁区分及び交付要綱別記1、別記2及び別記3に基づき、就学奨励費の支弁を決定するものとする。

(仮支弁区分の決定)

第6条 学校長は、支弁区分の決定前に就学奨励費を支給することが適當であると判断したときは、支弁区分の決定前に就学奨励費の支弁を受けようとする者の前年度の支弁区分または前年度の支弁区分算定に係る資料に基づき算定された仮支弁区分による一覧表を作成のうえ、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定による書類の提出があり、支弁区分の決定前に就学奨励費を支給することが適當であると認めたときは、仮支弁区分を決定し、学校長へ通知するものとする。

3 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに該当者に通知するものとする。

4 学校長は、教育長が第4条の規定による支弁区分の決定を行ったときは、速やかに仮支弁の清算の決定をするものとする。

(就学奨励費の支給方法等)

第7条 就学奨励費の支弁は、金銭をもって行う。ただし、学校長が適當と認めるとときは、現物をもって支弁することができる。

2 支弁の時期は、学校長が決定するものとする。

(支弁区分の変更)

第8条 就学奨励費の受給者（以下「受給者」という。）は、年度中途において次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに学校長に届け出なければならない。

(i) 支弁区分が令第2条第2号又は第3号に掲げる区分である受給者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活保護を受けるに至ったとき。

(ii) 受給者の経済負担能力が著しく変化し、特に支弁区分を変更する必要があると認められるとき。

2 学校長は、前項の届出を受理したときは、速やかに教育長に報告するものとする。

3 教育長は、前項の規定による報告を受けたときは、令及び算定要領に基づきその内容を審査し、必要に応じて支弁区分を変更し、学校長に通知するものとする。

4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに受給者に通知するものとする。

(支弁取消し)

第9条 学校長は、受給者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、就学奨励費の支弁の全部又は一部の取消しを決定することができる。

(i) 保護者等が就学奨励費を目的外に使用した場合

- (2) 保護者等の事情により、就学奨励費の全部又は一部が必要なくなった場合
- (3) 保護者等が就学奨励事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合  
(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に支弁区分の決定を受けている者に係る就学奨励費の支弁の取扱いについては、なお従前の例による。

## 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

保護者 等氏名  (記名押印又は署名)		印  (住所)  ( )		幼児・児童・生徒氏名		学校名、学年等  学校 幼・小・中・高 年		※都道府県の地区別区分 (I、II、III、IV、V、VI) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1、2-2、3-1、3-2		学校長認印		
世帯の収入状況			世帯の状況(前年12月末日現在)			需 要 額 等						
			氏 名	生年月日 (満年齢)	在学学校名・学年 (特別支援学級通学の有無)	教育扶助基準			生活扶助基準			※ 第 2 類
通学費	※ 学校給食費	※ 基準額				※ 第1類	※ 期末一時扶助費					
所得控除前の	総所得金額	円		年 月 日 ( )才		円	円	円	円	円	f (基準額)  円	
	退職所得金額			年 月 日 ( )才								
	山林所得金額			年 月 日 ( )才								
	計	A		年 月 日 ( )才								
所得控除	社会保険料			年 月 日 ( )才							h 住宅扶助基準 ※  円	
	生命保険料			年 月 日 ( )才								
	地震保険料			年 月 日 ( )才							i 需要額 ※ (a~hの合計)  円	
	計	B		年 月 日 ( )才								
所得額(A-B)		C	※	年 月 日 ( )才							収 入 額 需 要 額 ※	
所得月額(C×1/12)		D	※	年 月 日 ( )才							$\frac{F}{i} =$	
障害者加算控除 (保護基準により算定)		E	※	年 月 日 ( )才								
収入額(D-E)		F	※	合 計	a	※	b	※	c	※	e	※
通 学 費 明 細	(通学費を要した者ごとに記入すること)					特記事項				支弁区分		
										<input type="checkbox"/> I段階(令第2条第1号該当) <input type="checkbox"/> II段階( " 第2号該当) <input type="checkbox"/> III段階( " 第3号該当)		

(注) 同一生計世帯員について記載してください。ただし、保護者等は※の付している欄は記入する必要はありません。

提出の際は、原則同一生計世帯員全員の住民票及び収入に関する市町村の証明書を添付してください。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれが確認できる書類をもってこの調書に代えることができます。

- ・世帯の収入額が令2条第3号に該当すると自ら認め、就学奨励費の給付を辞退する場合
- ・児童福祉法による児童福祉施設若しくは指定療育機関等に入所若しくは入院し、当該施設等にて、就学に係る措置費若しくは療育の給付を受けている場合
- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者である場合

## 様式第2号(第4条、第6条関係)

平成 年度 特別支援教育就学奨励費支弁区分(本・仮)

一覧表

学校名 愛媛県立

学校

番号	部・学年	児童・生徒氏名	保護者氏名	通学・在宅・寄宿・施設				前年度 支弁区分	平成 年度 支弁区分		備 考
				通学	在宅	寄宿	施設				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
小計											
合計											

(注)1 記載内容に応じて(本・仮)の不要の文言は二重線にて消去のこと。

2 備考欄には、入学・転学・退学及び長欠・休学等又は生活保護、療育給付、措置費受給等支弁区分決定に必要な情報について、その旨を記入

すること。ただし、Ⅲ区分のうちで経費の支弁を受けない者は、「非支弁者」と記入すること。

3 支弁区分一覧表には、別添資料(例7 愛媛県立学校事務提要参照)を添付すること。